

議会運営委員会会議録

(令和6年8月27日)

栄町議会

議 会 運 営 委 員 会

議 事 日 程

令和6年8月27日（火曜日）

午後1時30分開会

- 事 件
- (1) 令和6年第3回栄町議会定例会の付議事件について
 - 1. 町長提出議案等 20件
 - 一部事務組合同規約の一部改正 1件
 - 条例の一部改正 4件
 - 下水道事業会計未処分利益剰余金の処分 1件
 - 補正予算 5件
 - 決算認定 6件
 - 報告 3件
 - (2) 諸般の報告について
 - 1. 令和5年度栄町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況の審査に係る意見書
 - 2. 令和5年度栄町下水道事業会計決算の審査に係る意見書
 - 3. 令和5年度財政健全化及び経営健全化の審査に係る意見書
 - 4. 現金出納の検査結果報告 3件
 - 5. 陳情 1件
 - (3) 一般質問について 通告者 6名
 - (4) 会期、議事日程、会議録署名議員の指名について
 - (5) 決算審査特別委員会の設置及び運営方法について
 - (6) その他、議会運営に関する事

出席委員（6名）

委員長 野田 泰博 君
委員 高萩 初枝 君
委員 新井 茂美 君

副委員長 早川 久美子 君
委員 大野 信正 君
委員 野平 薫 君

欠席委員（なし）

出席を求めた者

議長 大野 博 君

副議長 石橋 善郎 君

説明のため出席した者

総務政策課長 本橋 義正 君

出席議会事務局

事務局長 藤江 直樹 君

書記 春藤 幸夫 君

◎ 開 会

○委員長（野田泰博君） ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

◎ 開 議

○委員長（野田泰博君） 本日は、令和6年第3回栄町議会定例会に伴う議会運営委員会です。委員の皆様並びに議長、副議長、また町執行部から本橋総務政策課長のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ここで、会議に先立ちまして、大野議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（大野 博君） 皆さんこんにちは、外は毎日暑い日が続いております。本議会におかれましても体調には充分配慮して臨んでほしいと思います。よろしくお願いいたします。

今回は、町長提出議案が20件、一般質問が6名です。よろしくお願いいたします。以上です。

◎ 審 議

○委員長（野田泰博君） ありがとうございます。それでは、早速審議に入ります。

今定例会の招集日は、9月10日の火曜日です。

現在まで確認しております付議事件は、町長提出議案等が20件、その内訳といたしまして、一部事務組合同規約の一部改正1件、条例の一部改正4件、下水道事業会計未処分利益剰余金の処分1件、補正予算5件、決算認定6件、それと、報告が3件となっています。

また、一般質問通告は6名となっております。

早速議事に入ります。それでは始めに、町長提出議案等20件について、本橋総務政策課長より説明をお願いします。本橋総務政策課長。

○総務政策課長（本橋義正君） それでは、座ったままで失礼いたします。

それでは、令和6年度第3回栄町議会定例会への提出予定議案等につきまして、ご説明させていただきます。

ただいま、委員長からございましたとおり、合計で20件の案件となっております。

それでは順番に概要についてご説明申し上げます。

議案第1号、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、所管は住民課となります。

内容でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合の処理する事務に関する規定を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第2号、栄町国民健康保険条例の一部を改正する条例、所管は同じく住民

課となります。

内容でございますが、国民健康保険法の改正により同法に基づく被保険者証が廃止されることに伴い、当該被保険者証の返還命令に従わない者に対する罰則規定について、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第3号、栄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、所管は福祉・子ども課となります。

内容ですが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正を踏まえ、家庭的保育事業等における満3歳以上の児童に係る保育士・保育従事者の配置基準について、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第4号、4栄町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例、所管は同じく福祉・子ども課となります。

内容ですが、医療保険各法の改正により当該医療保険各法に基づく被保険者証等が廃止されることに伴い、当該被保険者証等に関する規定について所要の改正を行うとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、条例中で引用する同法の規定の条項名について所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第5号、栄町重度心身障害者（児）の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、所管は同じく福祉・子ども課となります。

内容ですが、医療保険各法の改正により当該医療保険各法に基づく被保険者証等が廃止されることに伴い、当該被保険者証等に関する規定について、所要の改正を行うものです。

次に、議案第6号、令和5年度栄町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、所管は下水道課となります。

内容ですが、令和5年度栄町下水道事業会計未処分利益剰余金を利益積立金に積み立てるため、処分を行うことについて、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第7号から第11号までは、令和6年度における5会計の補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するものです。所管課は企画財政課、住民課、健康介護課及び下水道課となります。

本件につきましては、誠に申し訳ございませんが、只今現在最終の調製中でございますので、概要についてのご説明とさせていただきます。

始めに、議案第7号、令和6年度栄町一般会計補正予算（第5号）の概要ですが、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約5億1,800万円増額する予定です。

次に、議案第8号、令和6年度栄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要ですが、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約380万円増額する予定です。

次に、議案第9号、令和6年度栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要ですが、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約80万円増額する予定です。

次に、議案第10号、令和6年度栄町介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要ですが、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億円増額する予定です。

次に、議案第11号、令和6年度栄町下水道事業会計補正予算（第2号）の概要ですが、既定の3条予算の収益的支出の総額に約600万円増額する予定です。また、規定の4条予算の資本的収入の総額に約880万円、資本的支出の総額に同額の約880万円をそれぞれ増額する予定です。

続きまして、認定第1号から認定第6号につきましては、令和5年度各会計の歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すもので、所管課は企画財政課及び下水道課となります。

それでは各会計別に概要についてご説明させていただきます。

始めに、認定第1号の令和5年度栄町一般会計歳入歳出決算の認定についてですが、歳入総額8億4,598万7,755円、歳出総額8億1,425万9,095円、差引き2億9,172万1,680円となっております。

次に、認定第2号、令和5年度栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての概要ですが、歳入総額2億7,450万1,777円、歳出総額2億9,900万5,081円、差引き4,599万6,696円となっております。

次に、認定第3号、令和5年度栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、歳入総額3億2,742万6,445円、歳出総額3億2,691万3,916円、差引き51万2,529円となっております。

次に、認定第4号、令和5年度栄町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、歳入総額1億7,393万3,446円、歳出総額1億6,881万6,966円、差引き9,511万6,480円となっております。

次に、認定第5号、令和5年度栄町矢口工業団地拡張事業特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、歳入総額0円、歳出総額0円、差引き0円となっております。

次に、認定第6号、令和5年度栄町下水道事業会計決算の認定についての概要ですが、はじめに3条予算の収益的収支について、収益的収入総額6億2,354万2,440円、収益的支出総額5億9,497万7,600円、差引き2,857万1,680円の黒字となっております。

また、4条予算の資本的収支について、資本的収入総額4億1,793万4,100円、資本的支出総額5億3,441万4,365円、差引きマイナス1億1,648万2,650円の赤字となりましたが、内部留保資金により対応できるため資金不足は生じておりません。

続きまして、報告第1号、継続費精算報告書についてですが、所管は企画財政課となります。

内容ですが、栄町継続費に係る継続年度が令和5年度で終了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、その旨を議会に報告するものでございます。

続きまして、報告第2号は健全化判断比率の報告についてです。所管は同じく企画財政課となります。

内容ですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について監査委員の意見を付けて議会に報告するものでございます。

最後に、報告第3号、資金不足比率の報告について、所管は下水道課となります。

内容ですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公共下水道事業に係る資金不足比率について監査委員の意見を付けて議会に報告するものでございます。以上、町からの提出予定議案20件の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（野田泰博君） ありがとうございます。町長提出議案等の説明が終わりましたが、質疑等があればお願いいたします。

[「なし」という声あり]

○委員長（野田泰博君） それでは質疑はないようですので、町長提出議案等については、説明のとおり決定いたしました。

次に、認定第1号から認定第6号までの令和5年度各会計の決算認定につきましては、例年通り、決算審査特別委員会を設置し、審査することとしたいと思っております。また、慣例により代表監査委員の出席を要求し、意見を求めることとしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

○委員長（野田泰博君） ご異議がないようですので、認定第1号から認定第6号までの令和5年度各会計の決算認定につきましては、例年通り決算審査特別委員会を設置し、代表監査委員から意見を求め審査することに決定いたしました。

後ほど、決算審査特別委員会の設置及び運営方法等については、事務局長より説明をお願いします。町長提出議案等につきましては、以上のとおりいたします。

続きまして、諸般の報告について事務局長より説明をお願いいたします。藤江議会事務局長。

○事務局長（藤江直樹君） それでは諸般の報告ということでございますが、まず、代表監査委員より、令和5年度栄町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況の審査に係る意見書、令和5年度栄町下水道事業会計決算の審査に係る意見書、令和5年度財政健全化及び経営健全化の審査に係る意見書が送付されておりますので、その写しを決算認定の議案と一緒に配布したいと思います。

次に、これに関連しまして、本定例会において決算審査がありますが、先程決定したとおり、議長から出席要求を代表監査委員にさせていただきまして、例年通り初日に代表監査委員から意

見を求めることとしたいと考えております。

次に、同じく代表監査委員から、現金出納の検査結果報告書といたしまして、6月期分から8月期分までの3件が提出されております。いずれの月においても特段の指摘がありませんでしたので、議長からその旨のご報告をお願いいたします。

次に陳情でございますが、母王乖彦が中国で不法に逮捕されている件に関する要望1件が提出されましたので、その写しを配布させていただきます。以上でございます。

○委員長（野田泰博君） ただ今、事務局長より説明がありました諸般の報告については、説明のとおりといたします。

続きまして、一般質問について事務局長より説明をお願いします。藤江議会事務局長。

○事務局長（藤江直樹君） それでは、一般質問の通告につきましては、お手元に通告書を配布させていただいておりますが、6名から出ております。通告順に申し上げますと、野平議員、岡部議員、大野（信）議員、三浦議員、渡邊議員、野口議員となっております。

質問の内容につきましては、通告書のとおりであります。以上でございます。

○委員長（野田泰博君） ただ今、事務局長より説明がありましたが、一般質問については、説明のとおりといたします。

続きまして、会期、議事日程、会議録署名議員の指名について、事務局長より説明をお願いいたします。藤江議会事務局長。

○事務局長（藤江直樹君） それでは、始めに、お手元に配布してございます会期予定をご覧くださいと思います。現時点では（案）ということでご理解いただきたいと思います。また、議事日程についても同様でございます。

始めに、会期といたしましては、9月10日（火）10時に招集されまして、翌週20日（金）までの11日間となります。会議の内容としましては、初日10日は午前10時から、町長提出議案等の提案理由の説明となります。

11日（水）は議案調査のための休会とし、12日（木）、13日（金）に、先ほど決定したとおり2日間にわたり決算審査特別委員会を開催していただきます。その後、議案調査のための休会に入りまして、週明け一般質問を18日（水）に4名、19日（木）に2名行いまして、そして最終日20日（金）午前10時から、議案の質疑・討論・採決、以上のような内容で組ませていただきました。

続きまして、議事日程でございますが、ただ今の会期予定に準じた日程といたしまして、第1号から第4号までを作成しております。

まず、初日10日の第1号をご覧くださいと思います。日程的には報告の後、議案第6号を最後にいたしまして議案番号順に議題といたしまして、町長提出議案の提案理由の説明になります。

それから、日程第16の認定第1号から日程第21の認定第6号までについては、提案理由

の説明の後、総括質疑を行い議長発議によりまして、決算審査特別委員会を設置していただき、直ちに休憩を取って議員控室にて委員会を開催して、委員長、副委員長の互選をお願いしたいと思っております。

次に、18日と19日の第2号、第3号につきましては、一般質問の日程となりまして、先程申し上げましたとおり、18日4名、19日2名という形で組みました。

そして、最終日、20日の第4号は、町長提出議案の質疑・討論・採決、以上のような内容で日程を組ませていただきました。

次に、会議録署名議員につきましては、7番、新井茂美議員、8番、早川久美子議員をお願いしたいと思います。以上でございます。

○委員長（野田泰博君） ただ今、事務局長より説明がございましたが、会議録署名議員については説明のとおりといたします。次に会期、議事日程についてはただ今の説明のとおりとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（野田泰博君） ご異議がないようですので、会期、議事日程は、説明のとおりに決定いたしました。

続きまして、決算審査特別委員会の設置及び運営方法について、事務局長より説明をお願いいたします。藤江議会事務局長。

○事務局長（藤江直樹君） それでは、お手元の決算審査特別委員会設置及び運営方法をご覧くださいと思います。全体的には例年通りの内容となっております。本会議初日10日に議長の発議によって設置していただくことになります。

内容等でございますが、議長と監査委員を除く12名で構成いたします。審査日程は、12日（木）が総務常任委員会所管事項、教育民生常任委員会所管事項、13日（金）が経済建設常任委員会所管事項といたします。

また、全体質疑を13日、経済建設常任委員会の所管事項の審査が終わりましたら行いたいと思っております。

次に、審査方法につきましては、これも例年通り質疑通告制とし、一括答弁のあと再質問より1問1答、回数制限なし、また通告以外の質疑を1委員3件以内といたします。会議録は全文筆記、会議は公開という形にしたいと思います。

決算質疑の通告につきましては、提出期限が9月3日（火）の午後5時までという形にさせていただきます。また通告様式は、議員メールにて後ほどお送りいたします。

最後になりますが、決算審査特別委員会の会場につきましても、委員会室のエアコンが故障しているため、議場で行いたいと思っております。以上でございます。

○委員長（野田泰博君） ただ今、事務局長より説明がありましたが、決算審査特別委員会の設置及び運営方法は、お手元の（案）のとおりとすることに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

○委員長（野田泰博君） ご異議がないようですので、決算審査特別委員会の設置及び運営方法は、お手元の（案）のとおりと決定いたしました。

また、質疑通告書は9月3日、火曜日の午後5時までに提出をお願いいたします。
続きまして、その他でございますが、始めに事務局から何かございますか。藤江議会事務局長。

○事務局長（藤江直樹君） 委員長報告が不採択の場合の採決についてでございます。

今までは、委員長報告が不採択の場合、委員長の報告に賛成の方は起立願います。となっており、不採択に賛成するというので、大変わかりづらくなっておりましたので、今後におかれましては、委員長の報告に賛成ではなく、原案に対し採択することに賛成の方は起立願います。に変更することにより、わかりやすくなるのではないかと思います。

「地方議会 議事次第書・書式例」の写しを配付させていただいておりますので、ご検討いただければと思います。

○委員長（野田泰博君） ただいま、事務局長より説明がございましたが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

○委員長（野田泰博君） ご異議がないようですので、委員長報告が不採択の場合の採決については説明のとおり決定いたしました。

なお、この変更については、このあと行われる全員協議会で事務局より説明させます。

委員の皆様から何かございますか。高萩委員。

○委員（高萩初枝君） お尋ねしたいんですが、隣の会議室なんですがエアコン壊れているということを知ったんですが、見通しはどうなんでしょうか。直す予定でやっているのか、それとも直さずずっとあのままいくのか、それとも遅れているのかお聞かせください。

○委員長（野田泰博君） 本橋総務政策課長。

○総務政策課長（本橋義正君） ご迷惑をお掛けしております。

空調が従来からですね2系統のうち1系統窓際のほうが効かないものですから冷えにくいというのが現状です。

今後の見通しについては、役場全体の空調がもう設備が老朽化しておりまして、更新工事を行う予定で、これから設計業務のほうを発注する予定ですので、それでどのような方式でどのくらいの事業費をかけてというところが明らかになってきますので、今そういう方向で準備を進めております。

○委員長（野田泰博君） 高萩委員。

○委員（高萩初枝君） これから設計のほうやりたいということなんですが見通しとしては、12月議会ごろには直っているんですか。その辺がわからないので。

○委員長（野田泰博君） 本橋総務政策課長。

○総務政策課長（本橋義正君） すみません。あくまで設計なものですから、設計を踏まえて、今度、翌年度以降の工事となりますので今年度中は最低でも、委員会室は使えないというか空調がそういう状況になっておりますので。

○委員長（野田泰博君） 高萩委員。

○委員（高萩初枝君） 来年度の当初予算に工事費入れて改修する方向ですね。

○委員長（野田泰博君） 本橋総務政策課長。

○総務政策課長（本橋義正君） そのような検討をしております。まずは設計からですね。

○委員長（野田泰博君） よろしいですか。他に何かございますか。

[「なし」という声あり]

◎ 閉 会

○委員長（野田泰博君） ないようですので、以上で議会運営委員会を閉会といたします。

午後2時00分 閉会

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和6年9月10日

議会運営委員会委員長 野田 泰博